

生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成20年3月21日農林水産省告示第417号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1267号）	旧
<p><b>三 生産行程管理担当者の資格及び人数</b></p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数 生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で水産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これ</u>と同等以上の資格を有する者で、水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの (3) (略)</p>	<p><b>三 生産行程管理担当者の資格及び人数</b></p> <p>1 生産行程管理担当者の資格及び人数 生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で水産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又は<u>これら</u>と同等以上の資格を有する者で、水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、水産物の生産又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの (3) (略)</p>
<p><b>四 格付の実施方法</b></p> <p>1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（2において「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(3) (略) <u>(4) 出荷後に生産情報公表養殖魚の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u> <u>(5)～(7) (略)</u> 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。 3・4 (略)</p>	<p><b>四 格付の実施方法</b></p> <p>1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（2において「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。 (1)～(3) (略) (新設) <u>(4)～(6) (略)</u> 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。 3・4 (略)</p>